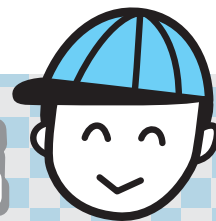


ちがうみんな ちがう夢 みんなじ大きな未来



平成17年度「児童福祉週間」標語

すべての子どもは、それぞれの個性が尊重されつつ、いろんな夢を抱いて大きくなる権利を持っています。そして、子どもの成長を見守る周囲は、すべての子どもに大きな希望を持てる将来を備えてあげたいと願わずにはられません。

毎年、5月5日から5月11日までの1週間は「児童福祉週間」とされ、今年の標語は、まさに私たちすべてが抱く子どもへの願いを表しているのではないのでしょうか。

すべての子どもは、家庭や地域で心身とも健やかに生まれ育ち、幸福、愛情、理解のある雰囲気の中で心豊かに生活する権利があります。こうした考え方は、児童福祉法の中で「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない（第1条）。国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（第2条）。」と表されているとおりです。

何にもまして貴重な存在である子どもを、地域社会全体で育てあげていきたいものです。

お子さまに関することで、何かお困りの点やどこに相談したらよいか分からないときは、下記までお問い合わせください。

幌延町児童相談室（幌延町役場内） ▶ 電話 ▶ 5-1111（内線158）

担当 ▶ 町民課福祉住民係

主任児童委員 古川 由紀子 ▶ 電話 ▶ 5-1910

森崎 登代子 ▶ 電話 ▶ 6-5317

心身障害者 巡回相談センター

道立心身障害者総合相談所による平成17年度巡回相談が次のとおり開催されます。

相談場所等

▼ 羽幌町すこやか健康センター

住所 羽幌町南6条3丁目

電話 016461216020

日時 平成17年6月14日（火）

午前9時～午後4時頃

▼ 稚内市総合勤労者会館

住所 稚内市大黒3丁目4-30

電話 016212313643

日時 平成17年6月15日（水）

午前9時～午後5時頃

相談内容

- ・ 身体障害及び知的障害の方々の、医学的、心理学的及び職能的判定など。
- ・ 補装具の処方及び適合判定など。
- ・ その他、身体障害及び知的障害の方々の専門的相談など。

相談は予約制ですので、ご希望の方は5月下旬頃までに、幌延町役場町民課福祉住民係（5-1111内線158）へご連絡ください。